

中堅企業・大企業様必見！ 【産業成長促進資金】

静岡県内に事業所を有する中堅企業・大企業※(新たに事業所を設置するものを含む)であって、県内産業の成長促進等に資する**1億円以上の設備投資**を行うことが条件です。
※中堅企業・大企業: 中小企業信用保険法で定められている中小企業以外の会社

【建築物】の
建築・増築・改修



【グリーン成長分野】
の設備導入



【研究開発】の
ための設備導入



【新商品開発】
のための設備導入

融資限度額
融資期間

【融資限度額】

30 億円

【融資期間】

最長**10**年間
(据置1年以内)

融資利率及び
利子補給金

【融資利率】

- ・各金融機関によって異なります。
- ・固定金利も変動金利も可能です。

【利子補給金】

- ・静岡県から**最大0.47%**の利子補給金を給付します。

◆申込窓口・問合せ先◆

・県内各取扱金融機関 ・静岡県経済産業部商工金融課(Tel: 054-221-2513)

中堅企業・大企業向け『産業成長促進資金』の概要

(令和5年4月1日現在)

区 分	内 容
融資対象者	県内に事業所を有する中堅企業・大企業（新たに事業所を設置するものを含む）※であつて、県内産業の成長促進等に資する1億円以上の設備投資を行うもの ※中堅企業・大企業：中小企業信用保険法で定められている中小企業以外の会社
融資限度額	30億円（ただし1億円を下限とする）
融 資 利 率	金融機関の定める利率（固定金利、変動金利のいずれも可能）
資 金 使 途	産業成長促進等に資する次の設備投資に要する資金（設備更新費用及び海外設備投資費用を除く） 1 研究開発又は新事業活動 (1) 「研究開発」とは、工学的・自然科学的な基礎研究、応用研究及び開発・工業化等を行い、必ずしも新製品や新技術に限らず、現に生産中の製品の製造や既存の技術の改良等のための研究開発であっても対象とする。 (2) 「新事業活動」とは、次の4つの事業活動をいう。 ア 新商品の開発又は生産 イ 新たな役務の開発又は提供 ウ 商品の新たな生産又は販売方式の導入 エ 役務の新たな提供方式の導入その他の新たな事業活動 2 新分野進出（海外進出は含まない）又は新事業展開 (1) 「新分野」とは、日本標準産業分類における細分類（4桁）が異なるものをいう。 (2) 「新事業展開」とは、同一分野に属する事業であっても、従来製品に比して原材料又は生産加工技術を異にし、かつ、用途、販路、機能又は性能のいずれかを異にすることを目的として行う事業をいう。 3 グリーン成長分野 グリーン成長分野とは、「温室効果ガス排出削減に寄与する自動車等」「環境性能評価で一定以上の評価を受けた工場等建築物」をいう。
利子補給金	金融機関が定める金利のうち、1/2を県が融資対象者に利子補給する。 ただし、0.47%までとする。
融 資 期 間	10年以内（据置1年以内）
償 還 方 法	元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還
担保及び保証人	取扱金融機関の定めるところによる
ホームページ	https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/1040797/1028441.html （静岡県公式HP内のサイト内検索で「静岡県 産業成長」で検索）
提 出 書 類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込書（様式第1号） ・ 事業計画書（様式第2号） ・ 資金計画に係る説明書（様式第2号その2） ・ 土地取得、工事、設備等の見積書 ・ 決算書 ・ 次世代自動車等導入事業計画書（様式第3号）または環境配慮建築物計画書（様式第3号-2）【グリーン成長分野での申込みの場合】 ・ 商業登記簿謄本の写し、印鑑証明書、県税の納税証明書
留 意 事 項	本資金は「令和7年度」までの時限資金となっております。今後、県から延長のお知らせがない限りは「令和8年2月末までに融資実行するもの」が対象となりますのでご注意ください。

- ・ お申込みは、お近くの金融機関申込窓口までお願いします。
- ・ お申込みの際は、金融機関の審査がありご希望に添えない場合がございます。

◆ 申込窓口・問合せ先 ◆
 ・ 県内各取扱金融機関
 ・ 静岡県経済産業部商工金融課（054-221-2513）



Shizuoka Prefecture